

令和7年度

東広島市 新規就農者初期投資 支援制度申請の手引き

申請前によくお読みください。

※補助金交付決定前に事業に着手した場合は補助対象外となりますので、
ご注意ください。

《申請・お問合せ先》

担当課: 東広島市 産業部 農林水産課担い手支援係

住 所: 〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号(東広島市役所本館8階)

電 話: 082-420-0939

F A X: 082-422-5144

e-mail: hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/39546.html>

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	補助対象等・・・・・・・・	3
4	申請から補助金交付までの流れ・・・・・・・・	5
5	申請方法・・・・・・・・	7

※補助金申請の手引き、補助金交付申請書類は市ホームページからダウンロードするか、農林水産課窓口でお受け取りください。
(ホームページ：<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/39546.html>)

1 目的

不作付農地の解消及び新たに農業に取り組む人を支援するため、新たに農業に取り組む人が行う不作付農地の再生に必要な経費に対し補助金を交付し、初期投資の負担軽減を図るものです。

2 募集期間

- ・受付は、令和8年2月末まで随時行います。
- ・交付申請額が予算に達した場合は、受付を終了します。予算に達した日に受けた申請は却下し、その前日までに受けた申請は受け付けます。

3 補助対象等

(1) 補助対象者

次のいずれかに該当し、市税の滞納がない人

- ①令和7年度中に初めて農地を所有する人
- ②令和7年度中に初めて農地を借り受ける人

(2) 補助対象経費

不作付農地の再生に要する経費のうち、次に掲げるものとします。

内 容	経費の例
①機械使用料	農地の再生に要した機械のリース料及び使用料
②障害物処分費	障害物の処分に要する費用
③作業委託料	農地の再生に係る作業委託費

※不作付農地は、東広島市農業委員会が行った直近の農地パトロールの結果、申請書添付の写真、市職員による現地調査等で確認します。

(3) 補助金額

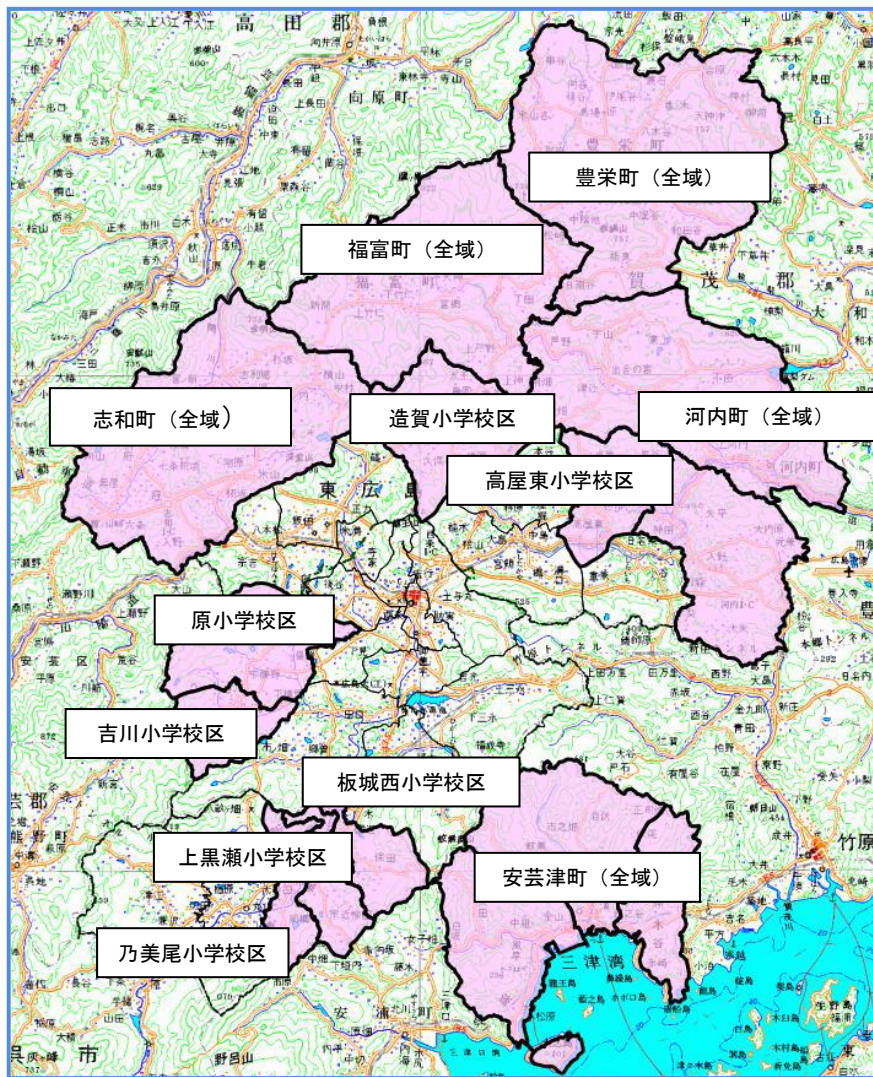
補助対象経費に相当する額又は 5万円 のいずれか低い額

※ただし、次の表に示す区域内の不作付農地において事業を実施する場合は、補助対象経費に相当する額又は 10万円 のいずれか低い額

	小学校区	対象地域(大字)
八本松町	原小学校	原 (吉川小及び八本松小の区域を除く)
	吉川小学校	田口研究団地の一部 吉川工業団地 原の一部 吉川
志和町	志和小学校	全域
高屋町	高屋東小学校	貞重 白市 高屋東(高屋西小の区域を除く) 高屋堀の一部 高屋台一丁目 高屋台二丁目
	造賀小学校	造賀

	小学校区	対象地域(大字)
黒瀬町	板城西小学校	黒瀬学園台 小多田 国近 乃美尾 南方 宗近柳国
	上黒瀬小学校	
	乃美尾小学校	
福富町	福富小学校	全域
豊栄町	豊栄小学校	全域
河内町	河内小学校	全域
	入野小学校	
安芸津町	木谷小学校	全域
	三津小学校	
	風早小学校	

【参考地図】



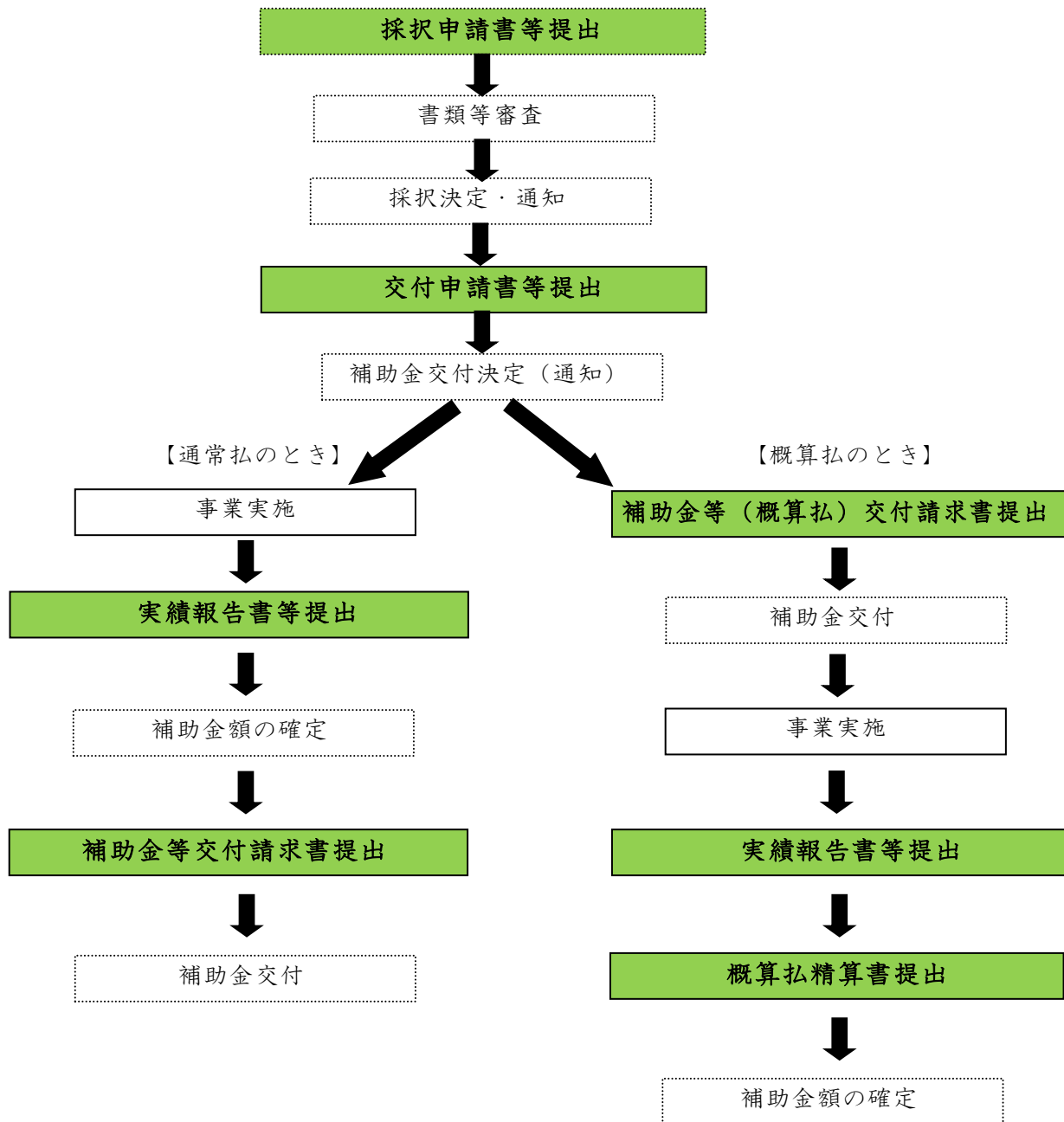
(4) 現地確認及び調査について

市が必要と認める場合は、再生農地の確認及び調査を行いますのでご協力ください。

4 申請から補助金交付までの流れ

※色塗り部分が申請者から提出いただくものです。

※「補助金等（概算払）交付請求書」の提出時期は、事業完了後に補助金を受け取る「通常払」と事前に補助金を受け取る「概算払」で異なります。



(1) 採択申請書の提出

「採択申請書（様式第1号）」、「事業計画書（様式第2号）」に、「撮影年月日を明記した実施予定地の現況写真」を添えて農林水産課まで持参または郵送にて提出してください。

(2) 採択の決定

採択申請の受付順に書類審査を行い、採択を決定し、申請者に採択決定通知書を郵送します。

(3) 補助金交付申請書の提出

「補助金等交付申請書（別記様式第1号）」に「納税証明書（滞納のない証明書）」を添付し、農林水産課まで持参または郵送にて提出してください。

(4) 補助金交付の決定

交付申請書の受領後に審査を行い、補助金交付を決定し、申請者に交付決定通知書を郵送します。

【通常払のとき】

※事前に補助金の受取り（概算払）を希望される場合は、7ページをご覧ください。

(5) 実績報告書の提出

事業完了の日から30日以内、または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに「補助事業等実績報告書（別記様式第10号）」に「経費が生じたことを証明するもの（領収書等）」及び「撮影年月日を明記した事業実施完了後の農地の写真」を添えて提出してください。

(6) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、現地確認等を経て補助金額を確定し、申請者に補助金額確定通知書を送付します。

(7) 補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知書の内容に基づき、補助金等交付請求書を提出してください。

(8) 補助金の交付

提出された補助金等交付請求書の内容に基づき、指定口座に補助金を交付します。

【概算払のとき】

(5) 補助金（概算払）交付請求書の提出

概算払を希望される場合は、「補助金等（概算払）交付請求書」を提出してください。

(6) 補助金の支払

提出された補助金等（概算払）交付請求書の内容に基づき、指定口座に補助金を支払います。

(7) 実績報告

事業完了の日から30日以内、または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに「補助事業等実績報告書（別記様式第10号）」、「経費が生じたことを証明するもの（領収書等）」、「撮影年月日を明記した事業実施完了後の農地の写真」を提出してください。

(8) 概算払精算書の提出

確定した事業費に基づき補助金額を算出し、「概算払精算書（様式第5号）」を提出してください。

(9) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、現地確認等を経て、補助金額を確定し、申請者に補助金額確定通知書を送付します。

5 申請方法

採択申請	持参または郵送してください。
補助金交付申請	（郵送の場合は必要書類が全て揃った時点で申請を受理します。）
実績報告	受付窓口 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
交付請求	東広島市 産業部 農林水産課（東広島市役所本館8階）
実施状況報告	TEL：082-420-0939 FAX：082-422-5144